

各位

確定申告期限の延長にかかる本会の対応について（続報）

先般、国税庁から発表がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限については、令和2年4月16日(木)までの延長が決定しております。

これを受け、本会の確定申告指導会場の運営を3月30日(月)まで延長しておりましたが、3月31日(火)以降につきましては、次のとおり対応することと致しました。会員の皆様をはじめ関係各位におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○人員及び会場の確保が困難であることから、**青色会館3階にて実施延長中の「確定申告指導会場」**につきましては、**3月30日(月)をもって終了**致します。

令和2年3月31日(火)～4月16日(木)

○3月31日(火)以降の申告指導につきましては、完全に規模を縮小して実施致します。これまで以上に限られた設備と人員での対応となりますので、甚だ恐縮ながら、お客様にはご不便をおかけしてしまいますことを何卒ご了承ください。

○申告指導ご希望のお客様は、次の受付日時内に青色会館4階までお越しください。

期 間：令和2年3月31日(火)～4月16日(木) ※期間中の土日は休館

受 付：午前9時～午後3時(正会員は午後4時まで)

※午前9時の受付開始までは、安全管理のため会場フロアにはご入場いただけません

場 所：青色会館4階

○ご来会の際には、感染予防のためできる限りマスクの着用等にご協力いただき、発熱等の体調不良が見られる方はご来会をお控えくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年4月17日(金)以降

○本会は期限内申告を推進しております。誠に恐れ入りますが、**期限後の申告につきましては、税務署にご相談ください。**